



西桂町 議会だより

第6号

ウォッチ ザ GI・KA・I

まちづくりは議会から



(仮称・健康管理センター建設予定地)

9月定例議会報告 (2・3ページ)

平成5年度の一般会計及び5特別会計決算認定

一般質問

(4～6ページ)

道路行政一般について

指名行者選定委員会の格付審査とは

中学校入口道路拡幅はどうなっているのか?

町へ要望書及び申入書の提出 (7ページ)

9月定例町議会

16案件を原案可決

会期 9月20日～9月29日

9月定例議会は20・26・29日の本会議、20・26日の連合審査会と10日間の会期で行われました。

町長より条例改正案7件、補正予算案3件、決算認定6件の提案があり、いずれも原案可決されました。

条例改正

国民健康保険条例の一部改正

提案理由

健康保険法等の一部改正により、条例の一部改正を行うものです。主に、「助産費二十四万円」を「出産育児一時金三十万円」に改めるものです。

総務委員会意見

原案のとおり可決すべきと決定しました。

老人医療費助成金支給条例の一部改正

提案理由

この条例は主に六十八歳以上の方の医療費の助成を行うもので、健康保険法等の一部改正により、条例の一部改正を行うものです。改正の主な内容は「食事療養費」関係及び所得制限の限度額を引き上げるものです。

総務委員会意見

原案のとおり可決すべきと決定しました。

家庭専任員派遣手数料条例の一部改正

提案理由

国の老人ホームヘルプサービス事業運営要綱の一部改正に伴う一部改正であり、老人家庭専任員を派遣した際の手数料の引き上げの改正と、手数料の減免、

免除額の引き上げ改正です。

総務委員会意見

原案のとおり可決すべきと決定しました。

職員団体の登録に関する条例の一部改正

提案理由

地方公務員法の職員団体に、西柱町職員組合が登録されております。今回の改正については、行政手続法が平成六年十月一日から施行され、地方公務員法第五十三条が一部改正され、字句の訂正を行う改正です。

総務委員会意見

原案のとおり可決すべきと決定しました。

乳児医療費助成金支給条例の一部改正

提案理由

健康保険法の一部改正による、山梨県乳児医療費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例改正するものです。乳児の健全育成と福祉の向上のため、負担の軽減を図るものです。

総務委員会意見

法律改正に伴う字句訂正であり、原案のとおり可決すべきと決定しました。

重度心身障害者医療費助成条例の一部改正

提案理由

健康保険法の一部改正による条例改正です。障害者幸住条例の精神に基づき、障害者の福祉の向上を図るものです。

総務委員会意見

法律改正に伴う字句訂正であり、原案のとおり可決すべきと決定しました。

母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正

提案理由

健康保険法の一部改正による、条例改正するものであり、社会的弱者の立場にある母子家庭の健康増進と経済的負担の軽減を図るものであります。

総務委員会意見

法律改正に伴う字句訂正であり、原案のとおり可決すべきと決定しました。

補正予算

一般会計補正予算第二号

補正額 一〇一、一八五千元追加
総額 一、七八四、九〇八千円

主な歳出の内容について、説明します。

・健康管理センター設計委託料

八、六〇二千元追加

(仮称)西柱町健康管理センター建設のため、実施設計書作成の経費です。

・公債費償還金

四、二〇五千元追加

渡場用水改修工事

三一、〇〇〇千円追加

倉見地区の渡場用水改修に伴う、工事請負費の追加です。



改修予定の渡場用水

桂コミュニティセンター造成工事

二八、〇〇〇千円追加

来年度の健康管理センター建設に伴う敷地確保のため、造成工事費として、新たに排水処理工事を含め追加計上します。

道路橋りょう維持費

一一、七〇〇千円追加

小学校前の側溝改修工事、小沼稲荷下二号線甲蓋設置工事及び柿園・倉見線舗装工事に伴う工事請負費といたします。

小学校プール改修工事費

五、二六〇千円追加

工事請負費で、プール屋根修理及び内部塗装工事費を計上致します。

平成5年度に借り入れた元金及び利子が確定しましたので、新たに計上します。

総務委員会意見

健康管理センター建設関係
健康管理センター設計委託料追加で、基本設計のみ当初予算へ計上したが、来年度事業に支障を来すおそれから、実施設計及び地質調査の追加であります。柱コミュニティ造成工事に関する二八、〇〇〇千円の追加は、県の開発行為許可条件として、開発区域内の排水処理を浸透枳による処理の必要性の指摘を受け、これの工事費であります。

健康管理センターの設計委託に際して、「設計業者に全て任せてしまうのではなく、職員がしっかりと目的意識に立ち、建物のレイアウトをしていただきたい。」と意見がありました。

・小学校プール改修工事
プール屋根修理工事に際して、教育委員会に対し教育施設管理に対する徹底について委員より要請がありました。

以上が審査の概要であり、妥当と認められ、原案のとおり可決すべきであると決定しました。

国民健康保険特別会計補正予算第一号

補正額 三、〇〇三千円追加
総額 二七七、五七七千円

主な歳出の内容

平成5年度退職者医療交付金確定に伴う償還金の計上、また、健康保険法等の一部改正に伴う「出産育児一時金」等、歳出科目の設置による補正です。

総務委員会意見

補正の根拠からも妥当と認められ、原案のとおり可決すべきと決定しました。

簡易水道特別会計補正予算第一号

補正額 一、〇四九千円追加
総額 一〇〇、六七〇千円
主な歳出の内容

平成5年度に起こした起債の利子が確定したので計上、水道料金の計量集金事務をシルバー人材センターに委託したので、その事務費の計上等であります。

総務委員会意見

補正の根拠からも妥当と認められ、原案のとおり可決すべきと決定しました。

決 算

なお内容については、町の広報十月号に掲載されています。

平成5年度一般会計決算認定

総務委員会意見

歳入において大きな比重である、町税、地方交付税とも、昨

年度比で減収であり、不況の影響と考えられるので、今後も一般財源の確保は厳しく、一層の歳出の抑制が求められます。

歳出全体において、一部に未執行による不用額が目立つものがあるが、主要事業については、ほぼ百%事業執行が達成されていることを確認しました。

歳入歳出全体では、財源確保が厳しい現状で健康管理センター建設事業、道路整備及び下水道事業等、今後に大きな事業が控えている現状では、効率的な事業執行が求められています。以上、妥当と認められますので、決算については認定すべきであると決定しました。

平成5年度国民健康保険特別会計決算認定

総務委員会意見

歳入における国民健康保険税の収納状況において、未納額が現年課税分及び滞納繰越分の合計で一、五三二、二四〇円となっており、町民税と比較して、多額であることが明らかであり、「町税とともに不納欠損を出さぬよう、一層の努力を。」との指摘がありました。

歳出においては、各種検診の推進、レセプト点検の強化など、医療費の抑制に努め、保健施設費の各種事業の充実が必要で、この項目における不用額の縮小

と、事業規模の拡大に、今後も取り組んでいただきたい。

以上、妥当と認められますので、決算については認定すべきであると決定しました。

平成5年度簡易水道特別会計決算認定

総務委員会意見

歳入歳出全般において、水道使用料における、水源地の給水量と各世帯の使用量との較差が問題となり、「管理不十分となりやすい各世帯への配管敷地は、メーターを本管直近の敷地に設置するよう、指定業者に対する指導を徹底するよう」との指摘や「本管漏水量の減少のため、なお一層の努力を」との要望が委員より出されました。以上、妥当と認められますので、決算については認定すべきであると決定しました。

平成5年度老人保健法特別会計決算認定

総務委員会意見

歳入歳出全般において、高齢化社会に入り、七十歳以上の被保険者数は増える傾向にあり、医療費抑制のため、今以上の保健活動の充実が、求められるものであります。以上、妥当と認められますので、決算については認定すべきであると決定しました。

平成5年度三ツ峠グリーンセンター事業特別会計決算認定

総務委員会意見

歳入歳出全般において、収入減少による繰越金の減少と、事業収益の悪化が認められるが、昨年の冷夏の影響が水販売に影響の増額もなく、健全な事業執行であることを確認しました。

以上、妥当と認められますので、決算については認定すべきであると決定しました。

平成5年度下水道特別会計決算認定

建設文教委員会意見

歳入歳出全般において、設計委託により基本設計書の作成を行います。県の計画による、国道に敷設予定の下水道本線へつなげるため、中心となる支線ごとに、町内を四つの地区に分ける計画であります。基本設計書の作成ができた段階で、最初に町都市計画審議会に提示します。現在の計画では平成七年度より、一部地区で工事開始の予定です。三市二町で進める大事業ですので、国・県の指導とともに、町民の意向を十分に尊重して、事業執行にあたっていただきたい。

以上、妥当と認められますので、決算については認定すべきであると決定しました。

9月定例議会

一般質問



梅原啓一 議員

道路行政一般について

問 産業の振興、その周辺の開発、生活様式に影響を及ぼす道路について、当町は、昔ながらの位置付けであり、思い切った道路行政の変革を望みます。

答 毎年増加する車両、交通事故の多発は生活を脅かし、交通戦争は目の前で起きています。富士五湖行政組合の報告では、救急車要請は本年七月末までに当町で五十六回あり、内十八件が交通事故、三十一人のケガ人ということ。増加する車両・交通事故、また道路新設計画の困難さが伴い、道路事業が対応できず、交通バニク現象が起きておる訳です。

当町の課税車両調査によると、今年四月一日現在、普通・軽自動車合計一、九八九台の車両を町民が保有、使用しており、車社会の現実を的確に見極め、これから将来に向かっての計画を真剣に立てることが我々の任務である訳でございます。富士吉田市から都留市に通ずる通勤・流通道路の早期実現を私は訴え、四つの提言をいたします。
一番目は、桂川下水道工事における本管敷設工事時の道路利用であり、桂

川の護岸監視道路が現在三mの道幅で、その川沿いに下水道本線の敷設をして、さらに二mないし三mの幅員を取得して、四ないし五mの道路新設ができると思う訳でございます。
二番目は溝下二号線の延長計画をしっかりと位置づけ、地域住民の協力をお願いしなければならぬと思えます。

三番目は、中央道都留フルインター化の件ですが、都留インターは吉田方面への乗り入れ、吉田方面からの車が降りられない訳で、都留方面から吉田方面に向かっての車、またその逆の車も当町の国道を通過している訳でございます。この問題は、両市長を交え、トップ会談にて関係方面への働きかけもまた必要だと考えております。

最後の提言といたしまして、西桂町の未来を見つめる「道路行政対策プロジェクト」を組織し町民一人ひとりの願望である道路行政に対応すべきだと思っております。今日ここに生活するうえに、おいての車社会の必要性、道路行政の必要性を強く訴えるものであります。



溝下二号線

答 町長

提言の一つですが、桂川流域下水道事業については、先年、国の新規採択事業となり、既に基本計画が県の都市計画決定となりまして事業がスタートしているところでございます。出来る限り努力をしまいにしまして、ご提言にも沿っていききたいと思えます。

提言の二ですが、溝下二号線を起点とし、上町地区の米倉線を通して富士吉田市へ抜ける既設道路の県道への昇格を県にお願ひしても、住宅が密集し道路幅を拡げていくのも困難かと思われるので、将来的には中央道の側道を利用した新設道路を県に建設していただきたいと考えております。

提言の三ですが、国道一三九号線の交通渋滞の緩和を図る点につきましては、富士吉田方面への出入り口ができれば、こんなに素晴らしいことはないと同感しているところでございます。

都留インターのある地元の都留市におきましては、都市計画課に中央道フルインターチェンジ化推進班が設置をされて研究を重ねていると聞いておりますが、今の経済状態からはなかなか難しいとのことでございます。私は富士吉田市長ともご相談をいたしまして、都留市長に中央道フルインターチェンジ化の実現に向けてのご努力をお願いし、出向きたいと思っております。

最後の提言ですが、私からも内部で各課にこの促進委員会につきましても検討を重ねていくよう、指示を出す考えであります。企画課におきましては、道路企画行政全般及び土地の有効活用

を図る都市計画に関する事、総務課におきましては、道路整備における財政運営の確保、振興課におきましては、町内道路網の見直しと、事業執行に当たり他の市町村間の連絡調整に関する事、住民課におきましては、福祉関連道路整備等の提言に関する事、以上四課により、道路整備に関するプロジェクトチームを作り、道路に対する対策を講じてまいりたいと考えております。また、各地区の代表者からなる（仮称）道路建設促進委員会を早い時期に設置し、町の道路整備に対するご意見、ご提言及びご協力をいただきましたと考えておる次第でございます。

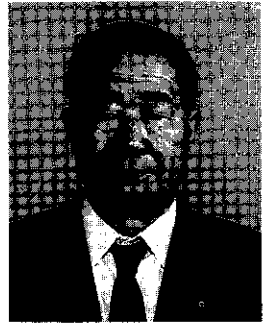
未解決の民有地・公共用地について

問 町が地権者との契約を果たさず、長期にわたりその責任義務を怠っておる問題であろうかと思えます。かつては行政を信頼し、善意の中で協力し、口約束で同意したケースも多々あるうかと思えます。その解決のため、直接その本人と会って理解してもらおうような方策を講じたらどうかと私は思います。誤解のない未登記事務の早期解決を期待いたします。

答 町長

私といたしましても、今後予算措置とか、人事異動等もさらに配慮いたしまして、一筆ごとの実情・実態を掌握しながら登記事務体制を執行していくというように考えております。

9月定例議会



渡辺 忠夫 議員

事務事業改善委員会
について

要綱を見ますと、委員会の開催のもとは何だったのか、要綱の中身に不明な点があり、その内容を説明していただきたいと思えます。

次に、事務専決規程というのがあります。財務規則、職員研修、処務規程と、これらの事項は検討中というところでございましたが、これについても検討されて、ある程度の方が分かるようになっていっていると思えますので、この点も詳細な説明をお願い致します。

一般質問

収入役

委員会の構成につきましては、収入役、教育長、全課長で構成されており、目的は、事務の複雑・繁雑化・多様化の現状に対し、事務の簡素化・簡略化・合理化を図り、事務処理及び事業執行に關し改善を審議することを目的に委員会を設置しました。なお、この委員会は既に五回開催され、審議を行い、重要事項を決定しております。その決定事項について、ご説明申し上げます。一、入札事務について、工事等の入札、契約事務は、従来それぞれ担当課で執行していましたが、これらについ

ては総務課で執行することとした。二、事務専決規程について、従来、すべての公文書・支出伝票等は町長決裁でしたが、本年度から公文書・支出伝票等予算の執行につきまして一定の制限を設けて、全課長、教育長はその権限に属する事務処理に關し、意志決定することができるとなりました。従って重要事項を除き、軽易なものについては、各課長、教育長決裁で事務執行が行えるように事務専決規程を新たに制定し、平成六年四月一日から実施しています。三、財務規則について、財務事務の適正化を期するため、財務規則の全面的な見直しを行い、平成六年四月一日から実施いたしました。

四、職員研修について、これは、地方公務員法にも定められておりますが、平成六年度予算では、職員研修費を増額していただき、より多くの職員が研修できるよう予算付けも行いました。泉町村会主催の研修には、既に新任研修、監督第一部、管理第一部、技能労務、法制執務、接遇研修、用地実務などの研修を受けており、今後まだまだ多くの職員研修を受ける予定でございます。

五、処務規程について、処務規程の見直し改正につきましては、各課の主任及び課長でそれぞれ内部検討を行っており、平成七年三月末をメドに各課の詰めを行う予定であります。これに基づきよく検討して各課、係等事務分掌について改正を行います。

指名業者選定委員会の
格付け審査について

平成六年三月に指名業者選定委員会が設置されていますが、内容を知らされていないということから、どのような改善がなされたものか、指名業者の格付け審査の格付けの基準・目的・内容はどういうことであるか、細かい説明を求めます。

また、「西柱町建設工事指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱」には「町長が特に必要と認めるときは特別に業者が選定できる」と明記されておりますが、町長にこの内容を伺います。

総務課長

公共工事の執行につきましては、平成六年三月二十三日に公共工事不正防止対策調査特別委員会より四項目の提言がなされ、現在その項目等を踏まえ厳正な姿勢をもって対応しているところでございます。幹部会等において検討を行った結果、平成六年三月三十一日付けで「西柱町建設工事指名競争入札に参加するものに必要な資格等に関する要綱」(平成五年西柱町訓令第五号)の一部改正して公布しました。格付け審査の基準といたしましたは、建設省告示第一三二六号「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」に基づき客観的事項の審査を実施してまいります。一、許可を受けた建設業に係る建設工

事の種類別年間平均完成工事高
二、自己資本額+職員数
三、経営状況分析
四、技術職員数+営業年数 等等、建設大臣許可業者は建設省が行い、知事許可業者は山梨県で行っております。審査結果は、「建設業者の経営に關する事項の審査結果一覧表」として各業者の業種別総合数値が明示されているところでございます。当町では、山梨県の審査による総合数値を参考として、指名業者選定委員会において工事種別毎のランクに分けています。

他市町村の事例、県の基準を参考に、中小企業の育成にも考慮して各ランクの数値範囲を設けました。ランク毎の発注基準といたしましては、工事種別五種に分かれております。例えば(土木一式、数字は請負金額)
A ランク 四百万円以上、
B ランク 三百万円以上八百万円未満、
C ランク 四百万円未満
となっております。

指名業者の選定につきましては、「西柱町工事請負入札指名業者選定委員会要領」を平成六年三月三十一日付けで公布しました。指名業者選定委員会は指名参加願い受付受理業者の中から「選定」を行い、結果を町長に報告して任務終了となります。

町長

町長が特に必要と認めるときは特別に業者が選定できる件ですが、災害時における応急復旧工事にかかるもの及び、極めて特殊な機械又は技術が必要とする工事という二点です。

9月定例議会



小山 忠男 議員

中学校入口その他の 拡幅について

問 中学校前線拡幅は一部完成を見ましたが、早急にその先の拡幅工事を推し進めることを希望いたします。踏切拡幅交渉は、事務的交渉は既に終わり、再度富士急に要望していただきたいと思いますが、町長として何か良いお考えがございしますか。

答 町長

中学校前線拡幅工事に関しましては、(仮称)健康管理センター建設に向かいます。道路の拡幅を図り、併せて生活関連道路としての整備を進めていくところです。町では踏切の拡幅と橋の架け替え、一部中学校グラウンドを削り、献血車等、大型車両の進入ができるように計画を持った訳ですが、踏切拡幅にあたり町内の無人踏切を一カ所廃止しなければならぬとの問題が生じ、工事が遅れているのが実情です。

踏切の拡幅問題を打開すべく、私自ら早急に富士急行株式会社へ中学校前の踏切拡幅の要請に行き、国・県の関係機関へ働きかけをしたいと考えております。交渉の結果、進展がなければ、

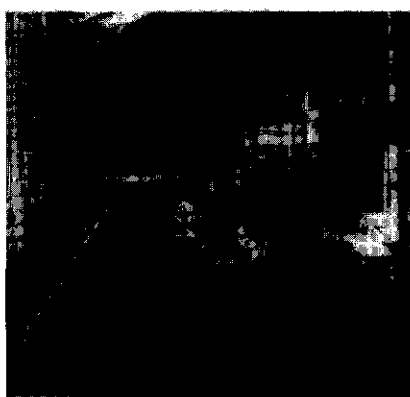
無人踏切の廃止等の方策を考えなければなりません。慎重を期するため、平成七年度以降に橋の架け替えを含めた拡幅工事の完成を目指します。

問 生活道路が先にあり、富士急で昭和の初めに線路を引いた時の条件として踏切が引かれてある訳です。踏切を封鎖しないと拡げられないというのは、おかしい考え方だと思います。その点を中央へ行って聞いていただくのも一つの方法だと思います。

また、橋も道路も拡げてグラウンドを削り工事を進めて、踏切がまことに狭くて都合の悪いということが電車利用者を含め皆さんに理解できるようにすべきではないかと思えます。

答 町長

議員の皆様方ともども、中央へお願いに行きたいと思えます。また、踏切拡幅前に工事をとのことですが、経費等も考慮し、一括して工事をしたいと考えていますが、検討させていただきます。



中学校前線・踏切付近

三ツ峠に林道の新設を

問 町長は林道を整備することはたいへん重要なことと申されました(議会広報第五号の五ページ参照)。ご存じのように、この地域には林道がなく、大月林務・吉田林務でも地元より要望があれば実現可能とのこと。富士吉田市・都留市と協議をしていただき、早い時期に申請を林務に提出して下さるようご尽力をお願い申し上げます。そのご所見をお伺いいたします。

答 町長

大月林務事務所におきましても昭和六十三年度林道網整備計画書に富士吉田市・西桂町・都留市を結ぶ計画があるとのことでございます。町といたしましては、同計画による広域的基幹林道の整備ができればこんなに良いことはないと思っておりますが、地元地区からの要望も踏まえ、ルート等の設定をし、地域住民のコンセンサスを得なければならぬと考えております。将来的には、富士吉田市・都留市と協議を重ねていく中で、自然環境にも十分考慮しながら、県に林道の新設申請をしていきたいと考えております。

入浴車の導入について

問 保健センター及びデイサービスセンター建設が平成七年度の完成に向けて計画されていますが、自宅看護を受けている方の中には体が不自由、その他の理由でセンターに行かれぬ方も

あるかと思えます。今後、そのような方々が増えることが予想されます。入浴車は無償で交付され、既に近隣市町村等では活用されています。入浴車を導入についてお伺いいたします。

答 町長

町におきましては、平成五年度に「西桂町老人保健福祉計画」を作成し、この計画に基づきまして、高齢者に対する福祉行政を着実に推進しているところでございます。入浴車の導入については、無償で入浴車導入が図られることが考えられますが、諸経費の関係、また、稼働状況のことから今後検討していきたいと考えております。

ゲートボール場 移転建設について

問 今度建設されますゲートボール場施設は明るく安全で安らぎの持てる環境に、雨よけ屋根付休憩所、ベンチ、テーブル・トイレも完備していただきたいと思えます。ゲートボール愛好者の方々のご意向をも聞いていただき、現在よりも良いものを造って下さることをお願い申し上げます。

答 町長

町では、保健センター、デイサービスセンター建設にあたり、ゲートボール場を移転しますが、この移転については、夜間照明や全天候型施設については考えておりません。理由といたし

町長へ要望書及び申入書を提出

平成六年十一月一日、正副議長より町長へ、下記のとおり議会議員の各種委員会の役職兼務についての要望書及び公共工事に関する事務調査方法についての申入書を提出致しました。



要望書については、平成六年六月二十日、「過去の慣行選任にとらわれることなく、町長のご検討を」の議会側の申し入れに対し、平成六年九月十三日、「現状を踏襲し、常任委員会改編に伴う字句訂正に留めたい」との町長回答を受けて提出されたものです。

申入書については、総務委員会意見の「早い段階での事務調査の対象を把握すべく、担当課にはできるだけ余裕のある状態で議会に提示していただきたい」旨や、建設文教委員会の「区及び当事者との折衝が終わり、設計を組める段階にきたときに委員会を開き、了解が得られれば本設計に進んでいくべきである」旨の意見を受け、工事執行事務の流れを検討し、区要望が町に提出される段階で議会がかかわる必要があり、今回の申し入れとなりました。

公共工事に関する事務調査方法について(要約)

現在、委員会開催は業者現場説明直前に行っている。この所管事務調査方法に問題があることは、総務・建設文教両委員会の指摘の通りである。

このため来年度から、入札前の議会による定期的な事務調査は行わないこととし、所管事務調査方法を変更するため、次の通り町に申し入れするものである。

1. 5地区からの公共事業にかかる区要望については、区と地権者等の協議の後に、議員との協議を行ってから、町に提出させることが望ましい。来年度より全ての区において、区要望を町へ提出する前に当該区の議員に協議するよう、区長に要請していただきたい。
2. 予算編成時に、全地区の工事箇所の現場説明を中心に、慎重に所管事務調査を行いたい。工事計画の検討を含め実効性のある事務調査とするため、町にも協力していただきたい。
3. 所管事務調査については、区要望以外の大規模な公共工事など、必要に応じ委員会を開催したい。

平成6年11月1日

西桂町長 榎田 康 殿

西桂町議会
議長 高尾 嘉一

議員の各種委員会役職兼務について(要約)

諮問的委員会・協議会の中に議会議員が委員として存在することは、行政への積極的な介入が可能となり、議会の意向が反映されやすいが、答申結果が後日、議会審議に付された場合、委員が立場を変え議員として審議することになり、結果として公平正当な審議に影響を及ぼすものと思われる。

委員の選任権の領域を議会が侵すつもりはないが、議会の意見は常任委員会から本会議を通じて決定される本来の立場から、審議に影響を及ぼす委員会や協議会の委員選任に関し、次の通り、議会の要望を示すものである。

1. 各種委員会等の代表職は受諾しない。
2. 各種委員会等への委嘱については、議会の人事構成に基づいて委嘱していただきたい。

平成6年11月1日

西桂町長 榎田 康 殿

西桂町議会
議長 高尾 嘉一

← ましては、高齢者が夜その施設に通うのに交通の点から危険であること、また、冬季に大雪が少ない等、今回の移転については、現状復帰を考えておりますが、使いやすいゲートボール場建設のため、老人クラブの方々のご要望を聞きまして、休憩所・トイレ等、施設につきましては、配慮をしまいたいと考えております。

**三ツ峠螢河川公園
近くに駐車場を**

問 公園に駐車場は必要ではないでしょうか。今後、町民憩の森も着工される中で、長期展望の中で河川公園に駐車場整備を要望するものです。

答 町長

(仮称)大沢砂防公園という名で、県の都留土木事務所により平成六年三月末日に完成をされました。この公園は、町に管理委託され、県において協定書(案)の準備をしています。

この付近に適当な用地もないのが実情で、今後利用者の利便を図る方法を考えなければならぬと思っております。

三ツ峠グリーンセンター周辺に駐車場もありますので、三ツ峠を散策するという意味で公園まで歩いていただきたいとも考えております。グリーンセンター周辺の駐車場へ衆知の看板等も設置して、利用者への便も図りたいと、そんなふうにお考えでございます。

← ましては、高齢者が夜その施設に通うのに交通の点から危険であること、また、冬季に大雪が少ない等、今回の移転については、現状復帰を考えておりますが、使いやすいゲートボール場建設のため、老人クラブの方々のご要望を聞きまして、休憩所・トイレ等、施設につきましては、配慮をしまいたいと考えております。

**三ツ峠螢河川公園
近くに駐車場を**

問 公園に駐車場は必要ではないでしょうか。今後、町民憩の森も着工される中で、長期展望の中で河川公園に駐車場整備を要望するものです。

答 町長

(仮称)大沢砂防公園という名で、県の都留土木事務所により平成六年三月末日に完成をされました。この公園は、町に管理委託され、県において協定書(案)の準備をしています。

この付近に適当な用地もないのが実情で、今後利用者の利便を図る方法を考えなければならぬと思っております。

三ツ峠グリーンセンター周辺に駐車場もありますので、三ツ峠を散策するという意味で公園まで歩いていただきたいとも考えております。グリーンセンター周辺の駐車場へ衆知の看板等も設置して、利用者への便も図りたいと、そんなふうにお考えでございます。

富士五湖広域行政

事務組合レポート

平成6年9月25日より9月29日の5日間の会期において、組合議会が開催されました。

富士五湖広域行政事務組合は、富士五湖消防を始めとして広域的な行政を担当しています。富士五湖近隣の市町村で組織しており、事務組合議員として西桂町議会より石原滋議員、新田欣兵議員が審議に携わっています。今回、原案通り可決された主な議案は次のとおりです。

平成6年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）及び平成6年度富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計補正予算（第1号）議決について

平成5年度富士五湖広域行政事務組合一般会計及び富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

(一般会計)	
歳入歳出補正額	11,950千円
補正後の歳入	
歳出予算額	954,620千円
(特別会計)	
歳入歳出補正額	9,172千円
補正後の歳入	
歳出予算額	33,543千円

(一般会計)	
歳入決算額	964,206,636円
歳出決算額	940,075,681円
歳入歳出差引額	24,130,955円
(特別会計)	
歳入決算額	155,203,299円
歳出決算額	140,357,753円
歳入歳出差引額	14,845,546円

議会の動き

7月

- 1日 県議会議長会理事會
- 3日 郡体育祭
- 5日 町村議長研修会
(7月5日～6日)
- 7日 建設文教常任委員会
- 8日 議会運営委員会
- 10日 都留管内防犯少年野球大会
- 11日 リニア富士北麓東部建設促進協議会総会
- 13日 学校給食運営委員会
- 14日 総務常任委員会
例月出納検査
- 18日 富士吉田市議会正副議長来庁
- 19日 建設文教常任委員会
健康づくり推進協議会
町民ゴルフ大会
- 21日 県議会議長会議長研修会
(7月19日～20日)
- 22日 倉見公民館建設工事安全祈願祭
- 24日 年齢別ソフトボール大会
- 26日 保健センター建設打ち合わせ会
- 27日 農業委員会

8月

- 10日 総務常任委員会
- 12日 消防委員会
- 15日 山梨県知事へ要請書提出
- 17日 建設文教常任委員会
- 18日 ユニシア精工納涼祭
- 20日 倉見公民館建前
- 22日 広報編集委員会
- 25日 富士北麓広域行政事務組合 本会議
(8月22日～23日)
- 26日 知事と福祉を語る会
- 27日 農業委員会
- 28日 消防団積載車入魂式
- 29日 事業所別ソフトボール大会
- 30日 富士北麓広域行政事務組合 本会議
- 31日 決算監査講評
- 1日 国保運営協議会
- 2日 防災訓練
- 9日 南都留郡町村議会議員گران ドゴルフ大会

9月

- 6日 総務常任委員会
- 7日 県下町村議会議員研修
- 10日 富士北麓広域市町村圏正副議長会議
- 11日 いきいき山梨年輪ピック
- 12日 西桂小学校運動会
- 14日 敬老会
- 19日 議会運営委員会
- 20日 西桂保育所運動会
- 21日 9月定例議会第1日目
- 22日 例月出納検査
- 26日 西桂中学校学園祭体育祭
- 27日 9月定例議会第2日目
- 29日 農業委員会
- 9月定例議会最終日
- 都市計画マスタープラン学習会

★編集メモ

紅葉も終盤で、一直線に冬に入っていくこの頃、寒さと空気の乾燥が肌を襲って来ます。風邪には十分注意が必要です。議会会議場がある庁舎三階からは町中見渡せますが、完成まじかの倉見公民館の屋根と建設中の消防センターが一際目立っています。冬場に向かい必要とされる両施設です。よい施設となりますよう、町民各位の奮っての利用を期待致します

第6号
平成6年11月16日発行
発行人 西桂町議会議長 高尾嘉一
編集人 西桂町議会広域編集委員会
住所 西桂町議会広域編集委員会
〒400-0311 山梨県南都留郡西桂町小沼一五〇一
TEL 〇五五五-二五二二